

新

第1部 総 則

第2章 本市の概況

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢化率は32,7%に至っている。（出典：令和6年（2024年）1月1日現在 神奈川県年齢別人口統計調査結果）

2 土地利用

現在の土地利用状況は、山林や農地が約32%、住宅用地が約25%、商業・工業等用地が約7%、道路・鉄道用地が約10%となっている。（出典：令和4年（2022年）都市計画基礎調査）

3 道路

市内の主要道路は、南北軸が東京横浜方面と接している国道16号、横浜横須賀道路や国道134号、三浦縦貫道路であり、東西軸が横須賀逗子線、横須賀三崎線、安浦下浦線、本町山中線などである。

4 公共交通機関

バス路線は、追浜駅、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に市域を網羅する形で運行している。

第3章 地震及び被害の想定

第2節 被害の想定

2 想定地震別被害想定

種別	項 目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
モーメントマグニチュード		7.0	8.2	9.0
最大震度		6強	7	5強
(省略)				
避難者数	避難所避難者数	57,840	113,480	9,290
	避難所外避難者数	38,520	73,890	4,650
(省略)				

第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの期間を考慮して、1週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

旧

第1部 総 則

第2章 本市の概況

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢化率は32,6%に至っている。（出典：令和5年（2023年）1月1日現在 神奈川県年齢別人口統計調査結果）

2 土地利用

現在の土地利用状況は、山林や農地が約32%、住宅用地が約24%、商業・工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約10%となっている。（出典：平成27年（2015年）都市計画基礎調査）

3 道路

市内の主要道路は、南北軸が国道16号、国道134号、横浜横須賀道路、三浦縦貫道路であり、東西軸が横須賀逗子線、横須賀三崎線、安浦下浦線、本町山中線などである。

4 公共交通機関

バス路線は、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に市域を網羅する形で運行している。

第3章 地震及び被害の想定

第2節 被害の想定

2 想定地震別被害想定

種別	項 目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
モーメントマグニチュード		7.0	8.2	9.0
最大震度		6強	7	5強
(省略)				
避難者数	1日目～3日目（人）	96,360	187,370	13,930
	1ヵ月後（人）	64,930	132,170	6,790
	2日後（人）	14,510	14,510	0
(省略)				

第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

新	旧																																				
第2節 自主防災組織の役割 そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成「自分たちのまちは自分たちで守る。」ことを原点とし、地域住民が自分たちのまちの災害リスクを知ることを認識し、連帯感を持って防災協働体制の確立を図ることが重要である。 第4節 地区防災計画の提案 地区防災計画を作成・活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動が実施できるように啓発する。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に定めるものとする。 (令和7年3月現在、1地区) 第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱 第2節 防災関係機関等の業務の大綱 2 指定公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)</td><td>1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 3 指定地方公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>京浜急行バス(株) (一社)神奈川県 タクシー協会 横須賀支部</td><td>1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) (株)JCOM 湘南・神奈川横須賀局</td><td>1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 6 自衛隊 <table><tr><td>自 衛 隊 (陸上自衛隊東部方面混成団・システム通信・サイバー学校) (海上自衛隊横須賀</td><td>1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧</td></tr></table>	(省略)		K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通	(省略)		(省略)		京浜急行バス(株) (一社)神奈川県 タクシー協会 横須賀支部	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策	(省略)		(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) (株)JCOM 湘南・神奈川横須賀局	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安	(省略)		自 衛 隊 (陸上自衛隊東部方面混成団・システム通信・サイバー学校) (海上自衛隊横須賀	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧	第2節 自主防災組織の役割 そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図ることが必要である。 第4節 地区防災計画の提案 市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に定めるものとする。 (令和4年3月現在、1地区) 第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱 第2節 防災関係機関等の業務の大綱 2 指定公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>K D D I (株)</td><td>1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 3 指定地方公共機関 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>京浜急行バス(株)</td><td>1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)</td><td>1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 6 自衛隊 <table><tr><td>自 衛 隊 (陸上自衛隊東部方面混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀地方総監部)</td><td>1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧</td></tr></table>	(省略)		K D D I (株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通	(省略)		(省略)		京浜急行バス(株)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策	(省略)		(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安	(省略)		自 衛 隊 (陸上自衛隊東部方面混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀地方総監部)	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
(省略)																																					
K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通																																				
(省略)																																					
(省略)																																					
京浜急行バス(株) (一社)神奈川県 タクシー協会 横須賀支部	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策																																				
(省略)																																					
(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) (株)JCOM 湘南・神奈川横須賀局	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安																																				
(省略)																																					
自 衛 隊 (陸上自衛隊東部方面混成団・システム通信・サイバー学校) (海上自衛隊横須賀	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧																																				
(省略)																																					
K D D I (株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通																																				
(省略)																																					
(省略)																																					
京浜急行バス(株)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策																																				
(省略)																																					
(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安																																				
(省略)																																					
自 衛 隊 (陸上自衛隊東部方面混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀地方総監部)	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧																																				

新			旧										
7	地方総監部）	5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与	7		5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与								
	消 防 団	1 消火活動及び救助活動 2 地域住民の避難誘導 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握 4 災害時要援護者の避難支援		消 防 団	1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握								
第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくりの推進 第2節 都市施設等の防災化の推進 2 道路施設の安全性の確保 道路施設（橋りょう、トンネル等）について、法定点検結果に基づき、健全性が低いと判断された施設について、緊急輸送道路から優先的に補修、補強、更新を実施する。 6 都市公園等の整備 （2）災害時に備えた整備推進 街区公園などの住区にある公園等については、主に地域の一時避難地として使用するため、地域の実情を把握している自主防災組織（町内会・自治会）が地域単位で避難行動を行えるようスペースの確保を推進する。 第3節 ライフライン施設の強化 1 削除 1 水道施設の対策 2 下水道施設の対策 3 電力施設の対策 4 都市ガス施設の対策 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>ガス漏えい防止策の推進</td><td>大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5 相当の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 （省略）</td></tr></table>			項 目	概 要	ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5 相当の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 （省略）	第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくりの推進 第2節 都市施設等の防災化の推進 2 橋りょう及び横断歩道橋の安全性の確保 橋りょう及び横断歩道橋の安全性に関する総点検結果に基づき、危険箇所については、緊急輸送道路から優先的に補強、架け替えを実施する。 6 都市公園等の整備 （2）災害時に備えた配置 街区公園などの住区にある公園については、地域の一時避難地となる場合が多く、土地利用状況、都市形態及び既存の公園、公共空地の分布等を考慮して配置する。 特に高密度な市街地では、規模の大きい街区公園を積極的に配置する。 第3節 ライフライン施設の強化 1 共同溝の整備促進 ガス、電気、上下水道などのライフライン事業者は、日常生活に欠かせないライフラインを道路地下に収納する共同溝の整備を、都市整備と協調しながら促進することにより、震災時におけるライフラインの安全性の確保を図る。 2 水道施設の対策 3 下水道施設の対策 4 電力施設の対 5 都市ガス施設の対策 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>ガス漏えい防止策の推進</td><td>大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5 以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 （省略）</td></tr></table>			項 目	概 要	ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5 以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 （省略）
項 目	概 要												
ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5 相当の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 （省略）												
項 目	概 要												
ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5 以上の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。 （省略）												

新

旧

5LPガスの対策

(公社)神奈川県LPガス協会横須賀・三浦支部は、LPガスに起因する災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に回復するための体制づくりを推進する。

項目	概要
災害対応のための体制の確立	○被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの構築に努める。 ○上記及び必要な事項について、協会地震災害対策規程に基づき防災体制の整備を図る。 ○連絡体制の確立、確認のため、定期的に訓練を実施する。
地域への燃料確保の支援	○拠点リストを点検し、市が設置する避難所、防災拠点等への支援体制の整備を図る。 ○避難所等への応急供給が迅速に行えるよう、LPガス充てん所との連携を図る。
ガス漏えい防止策の推進	○主に一般家庭等では、マイコンメーターの設置により震度5以上の揺れを感知した場合に自動的にガスを遮断できる設備となっている。 ○高圧ホース（LPガス容器と調整器を繋ぐホース）のガス放出防止機能により、地震の揺れによってLPガス容器が転倒した場合でもガスが放出されない措置をとっている。

6通信サービス施設の対策

7鉄道施設の対策

第4節建築物の防災化の推進

2一般建築物の耐震化促進

(3)削除

3耐震診断・耐震改修の支援

制度・事業名称	対象の概要	内 容
軸組木造住宅の耐震化支援	平成12年5月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する方	耐震診断・改修計画書の作成、耐震補強工事図面作成、耐震補強工事、工事監理、耐震シェルター及び防災ベッドの設置費用の一部補助
(省略)		
耐震改修に対する税の特例措置	旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行ったもの	固定資産税の減額及び所得税の控除

5新設

6通信サービス施設の対策

7鉄道施設の対策

第4節建築物の防災化の推進

2一般建築物の耐震化促進

(3)公共建築物の耐震化

公共施設は、地震災害時には避難所や活動拠点としての役割を担うものであるため、積極的に耐震診断、耐震補強を実施し、災害時においてもその機能を維持できるよう努める。

3耐震診断・耐震改修の支援

制度・事業名称	対象の概要	内 容
軸組木造住宅の耐震化支援	昭和56年5月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する方	耐震診断・改修計画書の作成、耐震補強工事図面作成、耐震補強工事、工事監理の費用の一部補助
軸組木造住宅の耐震化支援	昭和56年5月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する65歳以上の方又は震災時に自力避難が困難な方と同居する方	耐震シェルター及び防災ベッドの設置費用の一部補助
(省略)		
耐震改修に対する税の特例措置	旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行ったもの	固定資産税及び所得税の減税

新

4

居住空間等の安全対策

5

空き家の適正な管理及び除却の推進

地震時に倒壊する恐れのある老朽化した建物や旧耐震基準等の建物で空き家となっている建築物に関しては、所有者が適切な管理及び除却を行うよう助言、指導などを実施する。

6

その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減を図るための応急危険度判定制度の整備について、県と連携を図り推進する。

また、住宅や建築物の耐震化を促進するとともに、旧耐震基準等の危険が予測される建物の除却・更新を推進する。

7

文化財等の災害対策

第5節 地盤災害の防止

1

がけ、擁壁の防災化の推進

(2)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域として市域の全域を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

(3)

がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
国の制度	急傾斜地崩壊対策事業	○角度 30 度以上、高さ 10m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 10 戸以上密集している区域で総工費 7,000 万円以上	神奈川県が防災工事を実施
		○角度 30 度以上、高さ 5 m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 5 戸以上密集している区域	
(省略)			
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構が工事費を貸付け

旧

4

居住空間等の安全対策

5

新設

5

その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減を図るための応急危険度判定制度の整備について、県との連携を図り推進する。

また、住宅や建築物の耐震化を促進するとともに、旧耐震基準の危険が予測される建物の除却・更新を推進する。

6

文化財等の災害対策

第5節 地盤災害の防止

1

がけ、擁壁の防災化の推進

(2)

宅地造成等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として市域の約 80%を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

(3)

がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
県の制度	急傾斜地崩壊対策事業	○角度 30 度以上、高さ 5 m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 5 戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
		(省略)	
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構が工事費を貸付け

新	旧																				
第6節 公共の空地、施設の事前把握 <table> <tr> <th>区 分</th><th>主な利用目的（時系列順）</th></tr> <tr> <td>市、県、国等が管理する空地 （市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地）</td><td> 1 避難場所（広域避難地） 2 救援拠点（ヘリポート、応援部隊活動拠点） 3 応急対応・復旧資材置場 4 仮設住宅建設地 5 災害廃棄物仮置場 </td></tr> <tr> <td>市、県、国等が管理する施設 （市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設）</td><td> 1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所（地域医療救護所） 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設 </td></tr> </table> 第2章 防災力強化の取り組み 第1節 消防力の整備・強化 2 消防団の強化 （1）組織の強化 消防団員の地域に根ざした活動は、災害時には非常に有用なものであることから、消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力体制の環境づくりに努めると共に、災害対応能力を向上させ、更に地域の自主防災組織との連携強化を推進する。 第2節 情報通信網の整備 1 庁内及び防災関係機関等との情報通信 （1）災害情報共有システムの運用 （4）その他の庁内通信網及び補助手段 <table> <tr> <th>通信手段</th><th>活用方針の概要</th></tr> <tr> <td>その他の通信網整備</td><td> （省略） ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 （通信の機能が全てマヒした場合） ○関東総合通信局災害対策用移動通信機器の貸出の活用 （簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話など） なお、アマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。 </td></tr> </table>	区 分	主な利用目的（時系列順）	市、県、国等が管理する空地 （市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地）	1 避難場所（広域避難地） 2 救援拠点（ヘリポート、応援部隊活動拠点） 3 応急対応・復旧資材置場 4 仮設住宅建設地 5 災害廃棄物仮置場	市、県、国等が管理する施設 （市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設）	1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所（地域医療救護所） 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設	通信手段	活用方針の概要	その他の通信網整備	（省略） ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 （通信の機能が全てマヒした場合） ○関東総合通信局災害対策用移動通信機器の貸出の活用 （簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話など） なお、アマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。	第6節 公共の空地、施設の事前把握 <table> <tr> <th>区 分</th><th>主な利用目的（時系列順）</th></tr> <tr> <td>市、県、国等が管理する空地 （市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地）</td><td> 1 避難場所（広域避難地） 2 救援拠点（ヘリポート、応援部隊活動拠点） 3 普通ごみ仮置場 4 応急対応・復旧資材置場 5 仮設住宅建設地 6 災害廃棄物集積場 7 災害廃棄物仮置場 </td></tr> <tr> <td>市、県、国等が管理する施設 （市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設）</td><td> 1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所（応急救護所、地域医療救護所） 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設 </td></tr> </table> 第2章 防災力強化の取り組み 第1節 消防力の整備・強化 2 消防団の強化 （1）組織の強化 消防団員の地域に根ざした活動は、災害時には非常に有用なものであることから、消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力体制の環境づくりに努める。 第2節 情報通信網の整備 1 庁内及び防災関係機関等との情報通信 （1）災害情報通信ネットワークシステムの運用 （4）その他の庁内通信網及び補助手段 <table> <tr> <th>通信手段</th><th>活用方針の概要</th></tr> <tr> <td>その他の通信網整備</td><td> （省略） ○タクシー無線 ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 （通信の機能が全てマヒした場合） なお、タクシー無線やアマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。 </td></tr> </table>	区 分	主な利用目的（時系列順）	市、県、国等が管理する空地 （市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地）	1 避難場所（広域避難地） 2 救援拠点（ヘリポート、応援部隊活動拠点） 3 普通ごみ仮置場 4 応急対応・復旧資材置場 5 仮設住宅建設地 6 災害廃棄物集積場 7 災害廃棄物仮置場	市、県、国等が管理する施設 （市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設）	1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所（応急救護所、地域医療救護所） 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設	通信手段	活用方針の概要	その他の通信網整備	（省略） ○タクシー無線 ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 （通信の機能が全てマヒした場合） なお、タクシー無線やアマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。
区 分	主な利用目的（時系列順）																				
市、県、国等が管理する空地 （市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地）	1 避難場所（広域避難地） 2 救援拠点（ヘリポート、応援部隊活動拠点） 3 応急対応・復旧資材置場 4 仮設住宅建設地 5 災害廃棄物仮置場																				
市、県、国等が管理する施設 （市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設）	1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所（地域医療救護所） 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設																				
通信手段	活用方針の概要																				
その他の通信網整備	（省略） ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 （通信の機能が全てマヒした場合） ○関東総合通信局災害対策用移動通信機器の貸出の活用 （簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話など） なお、アマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。																				
区 分	主な利用目的（時系列順）																				
市、県、国等が管理する空地 （市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地）	1 避難場所（広域避難地） 2 救援拠点（ヘリポート、応援部隊活動拠点） 3 普通ごみ仮置場 4 応急対応・復旧資材置場 5 仮設住宅建設地 6 災害廃棄物集積場 7 災害廃棄物仮置場																				
市、県、国等が管理する施設 （市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設）	1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所（応急救護所、地域医療救護所） 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設																				
通信手段	活用方針の概要																				
その他の通信網整備	（省略） ○タクシー無線 ○災害対策基本法第57条に基づく通信設備の利用 （通信の機能が全てマヒした場合） なお、タクシー無線やアマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。																				

新	旧												
2 防災行政無線 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>防災行政無線放送の補完措置</td><td>(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○SNS ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信</td></tr></table> 第3節 市民への情報伝達手段の多様化 防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、ホームページ、防災情報メール、SNS、インターネットなどでの情報提供やテレビのデータ放送など様々な情報伝達手段を活用する。 第5節 防災備蓄の推進 1 防災備蓄の基本的方針 また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（1週間分）の家庭内備蓄を呼び掛ける（「第10章第2節 自助のための防災力の向上」による）。 2 食料及び生活関連物資等の備蓄 （2）避難所運営資機材、防災資機材の備蓄 関係部局は、避難所運営や救出救助活動等を円滑に行うための発電機、投光器、運搬用機材、炊き出し用機材等の資機材、および避難所の環境を確保するための資機材について整備・備蓄する。 第6節 飲料水等の給水体制の整備 2 飲料水等の供給体制の整備 （2）医療機関への供給 災害拠点病院及び応急二次病院と連携し、災害時の医療活動に必要な水の応急給水体制について整備する。 第3章 避難所・避難地の整備 第1節 震災時の避難 1 震災時の避難の考え方 （1）地震発生直後 （省略） 併せて、テレビ・ラジオ・スマートフォンなどで正確な情報を入手し、周囲の状況などを確認するなど落ち着いて行動する。 第2節 震災時避難所（指定避難所） 3 避難所運営体制の整備 （2）避難所運営委員会の役割 その際は、危機管理課・地域安全課が作成した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開	項 目	概 要	(省略)		防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○SNS ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信	2 防災行政無線 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>防災行政無線放送の補完措置</td><td>(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○ツイッター ○LINE ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信</td></tr></table> 第3節 市民への情報伝達手段の多様化 防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、ホームページ、防災情報メール、市公式ツイッターやLINEなどインターネットでの情報提供やテレビのデータ放送など、様々な情報伝達手段を活用する。 第5節 防災備蓄の推進 1 防災備蓄の基本的方針 また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（最低3日分、推奨1週間分）の家庭内備蓄を呼び掛ける（「第10章第2節 自助のための防災力の向上」による）。 2 食料及び生活関連物資等の備蓄 （2）避難所運営資機材、防災資機材の備蓄 関係部局は、避難所運営や救出救助活動等を円滑に行うための発電機、投光器、運搬用機材、炊き出し用機材等の資機材について整備・備蓄する。 第6節 飲料水等の給水体制の整備 2 飲料水等の供給体制の整備 （2）医療機関への供給 災害医療拠点病院及び応急二次病院と連携し、災害時の医療活動に必要な水の応急給水体制について整備する。 第3章 避難所・避難地の整備 第1節 震災時の避難 1 震災時の避難の考え方 （1）地震発生直後 （省略） 併せて、テレビ・ラジオなどで正確な情報を入手し、周囲の状況などを確認するなど落ち着いて行動する。 第2節 震災時避難所（指定避難所） 3 避難所運営体制の整備 （2）避難所運営委員会の役割 その際は、危機管理課・地域安全課が作成した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開	項 目	概 要	(省略)		防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○ツイッター ○LINE ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信
項 目	概 要												
(省略)													
防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○SNS ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信												
項 目	概 要												
(省略)													
防災行政無線放送の補完措置	(省略) ○ホームページ ○防災情報メール ○ツイッター ○LINE ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信												

新	旧
その際は、危機管理課・保健所企画課が作成した「集団生活における感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」も参考とする。 4 避難所運営連絡会の設置 危機管理課は、避難所へ近隣の複数地区の住民等が避難することから、安全かつ秩序ある避難所運営を実施するため「避難所運営連絡会」を設置し、震災時における避難所間や地域内の連携等について事前に協議する。 5 震災時避難所の機能強化 （１）物資・資機材の整備 （省略） また、集団生活の中で発生しやすい感染症の拡大を防止するため、避難所における避難者の過密抑制に資する資機材の整備も併せて努めるものとする。 （２）避難所環境向上の推進 教育委員会事務局は、避難所環境の向上を図るため、学校施設の整備に併せて、バリアフリー化の推進や防災備蓄倉庫の整備などを進める。 （３）通信手段の確保 危機管理課は、災害対策本部と各震災時避難所間の通信手段について、防災行政無線の双方向通信機能、災害時優先電話を基本に整備する。 第４章 帰宅困難者対策の推進 第２節 帰宅困難者一時滞在施設の整備 なお、一時滞在施設は資料編〇―〇のとおりとし、津波警報または大津波警報が発表された場合、又は津波による被害が発生した場合は資料編〇―〇のとおりとする。 第５章 応援・協力体制の整備 第２節 応援部隊の活動拠点等の整備 1 広域応援活動拠点等の確保 県地域防災計画に規定する広域応援活動拠点等について、本市においては資料編〇―〇のとおりとし、津波警報または大津波警報が発表された場合、又は、津波による被害が発生した場合は資料編〇―〇のとおり活用する。 第６章 災害医療・防疫体制等の強化 第１節 災害医療体制の整備 また、時間の経過とともに救命優先から、感染症・慢性疾患への対応、精神的支援など必要な対応も変化していくことから、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、市民の生命・身体の安全を確保することを目的に、健康部は市医師会との協力の下、災害時の医療体制を整備する。 1 災害時における医療活動場所の確保 震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、資料編〇―〇のとおり医療活動拠点等を定める。	設・運営のポイント」も参考とする。 4 避難所運営連絡会の設置 地域安全課は、避難所へ近隣の複数地区の住民等が避難することから、安全かつ秩序ある避難所運営を実施するため「避難所運営連絡会」を設置し、震災時における避難所間や地域内の連携等について事前に協議する。 5 震災時避難所の機能強化 （１）物資・資機材の整備 （省略） また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難所における避難者の過密抑制に資する資機材の整備も併せて努めるものとする。 （２）バリアフリー化の推進 教育委員会事務局は、避難所環境の向上を図るため、避難所となる体育館のトイレの洋式化や防災備蓄倉庫の整備を進める。 （３）通信手段の確保 危機管理課は、災害対策本部と各震災時避難所間の通信手段について、防災行政無線の双方向通信機能、タクシー無線、災害時優先電話を基本に整備する。 第４章 帰宅困難者対策の推進 第２節 帰宅困難者一時滞在施設の整備 （追加） 第５章 応援・協力体制の整備 第２節 応援部隊の活動拠点等の整備 1 広域応援活動拠点等の確保 県地域防災計画に規定する広域応援活動拠点等について、本市においては次のとおり活用する。 第６章 災害医療・防疫体制等の強化 第１節 災害医療体制の整備 震災時に、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、市民の生命・身体の安全を確保することを目的に、健康部は市医師会との協力の下、災害時の医療体制を整備する。 1 災害時における医療活動場所の確保 震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定める。 今後、津波浸水想定区域などを踏まえ、地域医療救護所について検討を進める。

新

旧

2 医療活動体制の整備

(3) 医薬品・医療資機材の確保

(省略)

また、これらが不足する事態に備え、市薬剤師会や神奈川県、民間事業者との供給体制整備に努めるものとする。

(4) 地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等

備蓄場所	備蓄資機材
地域医療救護所	○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ
(省略)	

第3節 防疫体制の整備

1 基本的な考え方

また、健康部は、感染症法上対応が必要な感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から危機管理課と連携し、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかハザードマップ等に基づく確認、避難の確保に向けた具体的な検討・調整と必要に応じた情報提供をするよう努める。

第4節 遺体処理体制の整備

1 遺体安置所の指定

大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、資料編〇—〇のとおりとし、津波警報または大津波警報が発表された場合、又は、津波による被害が発生した場合は資料編〇—〇のとおり遺体安置所を定める。

第7章 災害廃棄物処理対策の整備

第1節 災害廃棄物処理体制の強化

1 災害廃棄物等

本計画で定める災害廃棄物等は、次のとおりとする。

区分		廃棄物等
災害廃棄物等	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生するコンクリートがら等及び片付けごみ（災害被害のあった粗大ごみ等）
	生活系廃棄物	家庭ごみ・避難所ごみ（汚物処理袋含む）、事業系ごみ（一般廃棄物）及びし尿

2 医療活動体制の整備

(3) 医薬品・医療資機材の確保

(省略)

また、これらが不足する事態に備え、市薬剤師会や神奈川県との供給体制整備に努めるものとする。

(4) 応急救護所及び地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等

備蓄場所	備蓄資機材
応急救護所	止血用品、副木などの衛生材料
地域医療救護所	○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ
(省略)	

第3節 防疫体制の整備

1 基本的な考え方

また、健康部は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から危機管理課と連携し、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかハザードマップ等に基づく確認、避難の確保に向けた具体的な検討・調整と必要に応じた情報提供をするよう努める。

第4節 遺体処理体制の整備

1 遺体安置所の指定

大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、次のとおり遺体安置所を定める。

第7章 災害廃棄物処理対策の整備

第1節 災害廃棄物処理体制の強化

1 災害廃棄物等

本計画で定める災害廃棄物等は、次のとおりとする。

区分		廃棄物等
災害廃棄物等	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する「木くず」、「コンクリート塊」、「金属くず」等及び「これらの混合物」
	一般廃棄物	普通ごみ(汚物処理袋を含む)、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物、し尿

新	旧								
第 8 章 緊急輸送体制の整備 第 1 節 緊急輸送体制の整備 1 緊急交通路・緊急輸送道路 (1) 緊急交通路 緊急交通路とは、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、緊急通行車（自衛隊、消防、警察等の緊急自動車及び災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要な車両）以外の車両は通行が禁止・制限される。 第 2 節 緊急通行車両の確保 1 緊急通行の対象車両 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>緊急通行車両の業務要件</td><td>(省略) ○被災者の救難、救助その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生 (省略)</td></tr></table> 2 緊急通行車両の事前届出 緊急通行車両は災害発生時において、前項に規定するものが神奈川県公安委員会に申出し確認を受けることになるが、本市においては、地震災害時の応急対策を円滑に実施するため、災害発生前に申出をして緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受けることとする。 関係部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に危機管理課に報告する。危機管理課はこれを取りまとめ、県公安委員会の定める手続きに従って緊急通行車両の申出を行い、標章及び確認証明書の交付を受ける。 3 民間事業者（防災協定締結団体等）の緊急通行車両 民間事業者（防災協定締結団体等）が所有する車両で、災害発生に伴い本市からの応援要請に基づき出動する車両については、公用車と同様に災害発生前の申出をして、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受けることとする。 民間事業者（防災協定締結団体等）で申出は可能だが、原則、危機管理課でとりまとめて、手続きを行う。	項 目	概 要	緊急通行車両の業務要件	(省略) ○被災者の救難、救助その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生 (省略)	第 8 章 緊急輸送体制の整備 第 1 節 緊急輸送体制の整備 1 緊急交通路・緊急輸送道路 (1) 緊急交通路 緊急交通路とは、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車等）のみ通行可能となる 第 2 節 緊急通行車両の確保 1 緊急通行の対象車両 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>緊急通行車両の業務要件</td><td>(省略) ○応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○清掃・防疫その他保健衛生 (省略)</td></tr></table> 2 緊急通行車両の事前届出 緊急通行車両は災害発生時において、前項に規定するものが神奈川県公安委員会に申請し確認を受けることになるが、本市においては、地震災害時の応急対策を円滑に実施するため原則、緊急通行車両の事前届出制度を活用することとする。 関係部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に危機管理課に報告する。危機管理課はこれを取りまとめ、県公安委員会の定める手続きに従って緊急通行車両の申請を行い、事前届出済証及び確認証明書の交付を受ける。 3 民間事業者の緊急通行車両 民間事業者が所有する車両で、災害発生に伴い本市からの応援要請に基づき出動する車両については、緊急通行車両として使用する計画があることを検問所等で証明する必要がある。 そのため、関係部局は応援要請を予定する事業者等に対し、緊急対策に従事する旨の本市との防災協定書又は委託契約書等の写しについて、車両携帯を促す。	項 目	概 要	緊急通行車両の業務要件	(省略) ○ 応急の救護を要すると認められる者の救護 その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○ 清掃・防疫その他保健衛生 (省略)
項 目	概 要								
緊急通行車両の業務要件	(省略) ○被災者の救難、救助その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生 (省略)								
項 目	概 要								
緊急通行車両の業務要件	(省略) ○ 応急の救護を要すると認められる者の救護 その他の保護 ○施設及び設備の応急復旧 ○ 清掃・防疫その他保健衛生 (省略)								

新

旧

第9章 災害対応組織の整備

第2節 災害に対する組織体制

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局（※1）
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局（※2）
	2号配備	○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	全部局（全職員）

※災害警戒本部、災害対策本部の設置については今後の影響や被害状況等を踏まえ判断する場合がある。

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

※2 参集する職員は部局の活動細部計画による。

第10章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

1 本市職員への防災教育

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施 プロジェクトチームによる研究	○地震及び津波に関する知識 ○地域防災計画等の内容 ○震災時避難所の運営支援 ○職員のとるべき行動 ○心肺蘇生法及びA E D等の応急救護の方法 ○その他必要な事項
危機管理カードや啓発資料の作成・配布	
各種防災訓練への参加促進	
新規採用時の研修会実施	

第9章 災害対応組織の整備

第2節 災害に対する組織体制

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局（※1）
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第10章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

1 本市職員への防災教育

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施 プロジェクトチームによる研究	○地震及び津波に関する知識 ○地域防災計画等の内容 ○震災時避難所の運営支援 ○職員のとるべき行動 ○応急救護の方法 ○その他必要な事項
危機管理カードや啓発資料の作成・配布	
各種防災訓練への参加促進	
新規採用時の研修会実施	

新	旧																								
2 市民への防災知識の普及 <table border="1" data-bbox="201 224 1246 772"> <thead> <tr> <th>普及方法（例）</th><th>普 及 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織等に対する防災講話</td><td>○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策</td></tr> <tr> <td>防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布</td><td>○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法</td></tr> <tr> <td>テレビ、ラジオ、新聞等の活用</td><td>○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割</td></tr> <tr> <td>広報紙の活用</td><td>○心肺蘇生法及びA E D等の応急救護の方法 ○救出救助の方法</td></tr> <tr> <td>S N Sの活用</td><td>○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項</td></tr> </tbody> </table> 3 地域防災力を高めるための取り組み 大規模な災害が発生した場合、地域の自主的な防災活動が様々な場面で必要となるが、過去の大震災の教訓を活かし、既存の地域コミュニティの活用や充実などを図り、地域の防災力を高める取り組みを推進する。 (１) 地域のコミュニティを活用した地域防災力の重要性の啓発 過去の大震災では、日常の様々なまちづくり活動によって育まれた住民相互のつながりが、地域住民による初期消火、救出・救護、津波からの避難誘導などの応急活動を可能とした。本市では、日頃の地域のつながりを活かし、町内会・自治会の既存の組織を中心として構成した自主防災組織が地域の防災力の強化を図っている。 自主防災組織の防災活動は、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災時の応急活動など幅広く、地域住民の参画・連携が重要となる。そのため、多くの住民や地域事業者が積極的に自主防災の活動に参加できるための取り組みや環境整備を推進するとともに、日頃から自治会・町内会、P T A、子供会等の連携を支援するなど、地域での総合的な安全で安心なまちづくりの重要性を啓発する。 (２) 防災訓練や人材育成などの更なる充実 地域では、毎年、自主防災組織を中心とした自主防災訓練や避難所運営訓練を継続的に実施しているが、地域がより一体となって協力できる関係を築くためにも、事業者や児童、保護者、要配慮者など、幅広い世代や様々な立場の人が参加できる訓練や地域間での連携を図るための合同訓練などを実施し、地域の連携をさらに強化する。 また、自主防災指導員や救命講習終了者を育成し、自主防災訓練などの指導や防災啓発などを指導できる自主防災組織の担い手を養成する。 4 応急手当の普及啓発 (１) 応急手当の普及啓発 消防局は、大規模災害時における市民の救護能力の向上を図るため、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法やA E Dの使用などの応急手当を素早く的確に行い、命が助かる可能性を少しでも高められるよう、A E D使用方法などの応急手当の方法を普及啓発する。	普及方法（例）	普 及 事 項	自主防災組織等に対する防災講話	○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策	防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法	テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割	広報紙の活用	○心肺蘇生法及びA E D等の応急救護の方法 ○救出救助の方法	S N Sの活用	○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項	2 市民への防災知識の普及 <table border="1" data-bbox="1552 224 2599 772"> <thead> <tr> <th>普及方法（例）</th><th>普 及 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織等に対する防災講話</td><td>○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策</td></tr> <tr> <td>防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布</td><td>○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法</td></tr> <tr> <td>テレビ、ラジオ、新聞等の活用</td><td>○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割</td></tr> <tr> <td>広報紙の活用</td><td>○応急救護、救出救助の方法 ○災害教訓の伝承</td></tr> <tr> <td>S N S（市公式ツイッター、LINE）の活用</td><td>○その他必要な事項</td></tr> </tbody> </table> 3 新設 3 応急手当の普及啓発 (１) 応急手当の普及啓発 消防局は、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法や除細動などの応急手当を素早く的確に行い、救命率を向上させるとともに、大規模災害時における市民の救護能力の向上のため、応急手当の方法を普及啓発する。	普及方法（例）	普 及 事 項	自主防災組織等に対する防災講話	○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策	防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法	テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割	広報紙の活用	○応急救護、救出救助の方法 ○災害教訓の伝承	S N S（市公式ツイッター、LINE）の活用	○その他必要な事項
普及方法（例）	普 及 事 項																								
自主防災組織等に対する防災講話	○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策																								
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法																								
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割																								
広報紙の活用	○心肺蘇生法及びA E D等の応急救護の方法 ○救出救助の方法																								
S N Sの活用	○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項																								
普及方法（例）	普 及 事 項																								
自主防災組織等に対する防災講話	○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策																								
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法																								
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割																								
広報紙の活用	○応急救護、救出救助の方法 ○災害教訓の伝承																								
S N S（市公式ツイッター、LINE）の活用	○その他必要な事項																								

新	旧																						
(2) 応急手当普及の方針 普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施する他、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、A E Dの使用手法などの応急手当方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。また、A E D使用手法などの応急手当は反復して受講することで習熟できるため、反復しての受講を併せて啓発する。 5 V Rを活用した地震体験 防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。 そのため、V Rを活用した地震体験を通して、地震発生時の身の守り方など、防災知識等の普及に努める。 第2節 自助のための防災力の向上 1 市民がとるべき措置 <table><tr><th>項目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>市民が取るべき措置</td><td>(省略) ○感震ブレーカーなどの出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)</td></tr></table> 2 市民が行う備蓄 (1) 非常用備蓄品 自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、1週間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。 第3節 防災訓練等の実施 1 防災訓練の種類 (1) 本市職員及び防災関係機関の訓練 なお、過去の震災を教訓とした避難所運営訓練(避難所運営資機材の訓練を含む。)を避難所運営委員会が主体的に企画できる体制を推進する。 第4節 災害ボランティア活動の環境整備 1 災害ボランティアの定義等 (2) 災害ボランティアの区分 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア</td></tr><tr><td>避難所ボランティア</td><td>震災時避難所において、専門知識・経験等を活かして活動する事前登録制のボランティア</td></tr></table>	項目	概 要	市民が取るべき措置	(省略) ○ 感震ブレーカーなどの 出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための 1週間分 の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)	区 分	概 要	一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア	専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア	避難所ボランティア	震災時避難所において、専門知識・経験等を活かして活動する事前登録制のボランティア	(2) 応急手当普及の方針 普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施する他、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。 4 起震車の活用 防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。 そのため、起震車での地震体験を通して、地震発生時の身の守り方など、防災知識等の普及に努める。 第2節 自助のための防災力の向上 1 市民がとるべき措置 <table><tr><th>項目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>市民が取るべき措置</td><td>(省略) ○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)</td></tr></table> 2 市民が行う備蓄 (1) 非常用備蓄品 自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低3日間、推奨1週間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。 第3節 防災訓練等の実施 1 防災訓練の種類 (1) 本市職員及び防災関係機関の訓練 なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関や応援職員との連携を考慮することで、より実災害に即した訓練とする。 第4節 災害ボランティア活動の環境整備 1 災害ボランティアの定義等 (2) 災害ボランティアの区分 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア</td></tr></table>	項目	概 要	市民が取るべき措置	(省略) ○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための 最低3日分、推奨1週間分 の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)	区 分	概 要	一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア	専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア
項目	概 要																						
市民が取るべき措置	(省略) ○ 感震ブレーカーなどの 出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための 1週間分 の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)																						
区 分	概 要																						
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア																						
専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア																						
避難所ボランティア	震災時避難所において、専門知識・経験等を活かして活動する事前登録制のボランティア																						
項目	概 要																						
市民が取るべき措置	(省略) ○出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け (省略) ○自宅等で避難生活をおくるための 最低3日分、推奨1週間分 の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 (省略)																						
区 分	概 要																						
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア																						
専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア																						

新	旧														
3 ボランティア受入れ体制の整備 本市及び関係機関は、災害ボランティアの活動が円滑になるよう、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、避難所運営委員会等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努める。 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。</td></tr><tr><td>避難所ボランティア</td><td>震災時避難所で事前登録者についての受入れ体制を整備する</td></tr></table> 第 11 章 災害に強い地域づくりの推進 第 1 節 自主防災活動の促進 地震災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たすのが、地域の力である。 危機管理課は、地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。 第 2 節 事業者の防災活動の促進 2 事業者に対する指導 （2）地域内の自主防災組織との連携の促進 危機管理課は、事業者に対し、地域防災訓練等への参加を求めるなど、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進する 第 3 節 要配慮者対策の推進 関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策（災害時要援護者支援プラン（※）、個別避難計画）を推進する。 令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、災害リスクのある災害時要援護者を対象とした個別避難計画を作成するためのマニュアルを整備する。 4 施設等における安全対策 自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、各施設において法令に基づき策定している「業務継続計画」に併せて、次のとおり防災対策を実施する。	区 分	概 要	一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。	専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。	避難所ボランティア	震災時避難所で事前登録者についての受入れ体制を整備する	3 ボランティア受入れ体制の整備 本市及び関係機関は、災害ボランティアの活動が円滑になるよう、県、社会福祉協議会、日本赤十字社等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努める。 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>一般ボランティア</td><td>福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。</td></tr></table> 第 11 章 災害に強い地域づくりの推進 第 1 節 自主防災活動の促進 地震災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たすのが、地域の力である。 地域安全課は、地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。 第 2 節 事業者の防災活動の促進 2 事業者に対する指導 （2）地域内の自主防災組織との連携の促進 危機管理課は、自主防災組織を通じて事業者に対し、地域防災訓練等への参加を求めるなど、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進する。 第 3 節 要配慮者対策の推進 関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策を推進する。 また、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」（※）の見直しについて検討を進める。 4 施設等における安全対策 自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。	区 分	概 要	一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。	専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。
区 分	概 要														
一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。														
専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。														
避難所ボランティア	震災時避難所で事前登録者についての受入れ体制を整備する														
区 分	概 要														
一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。														
専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。														

新	旧
第5節 ジェンダー平等の推進と多様な性の尊重 関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、ジェンダー平等の視点を意識した策定に努める。 (省略) また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するとともに、性的マイノリティ（L G B T Q +）の抱える困難を意識して実施するものとする。 第12章 津波対策 第4節 津波災害への対応 3 津波浸水エリアにある防災拠点施設の安全対策 津波浸水エリアにある防災拠点施設（資料編〇—〇）で、多数の者が避難する施設等については、津波浸水エリア外や強固な建物の垂直避難などの避難誘導対策を実施するための安全確保体制を整備する。 4 避難誘導及び水防活動等に関わる防災関係職員の安全対策	第5節 男女共同参画の推進と多様な性の尊重 関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。 (省略) また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。 第12章 津波対策 第4節 津波災害への対応 3 新設 3 避難誘導及び水防活動等に関わる防災関係職員の安全対策

新

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 （※1）
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局 （※2）
	2号配備	○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	全部局 （全職員）

※災害警戒本部、災害対策本部の設置については今後の影響や被害状況等を踏まえ判断する場合がある。

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

※2 参集する職員は各部局の活動細部計画による。

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

（3）災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。ただし、津波警報、大津波警報が発表された場合、および津波浸水被害が発生した場合（以下「津波災害」という）は、代替場所に設置する。

旧

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合	全部局 （※1）
災害対策本部	1号配備	○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

（3）災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

新

項 目	概 要
設置場所	横須賀市小川町 11 番地 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室 市役所本館 3 号館 5 階 正庁
津波災害時の代替場所	横須賀市深田台 50 番地 横須賀市文化会館 会議室等 横須賀市深田台 95 番地 横須賀市自然・人文博物館 会議室等

第 4 節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部員会議、対策部、地区対策部に分けるものとし、それぞれの組織における職員を下図及び資料編〇—〇のとおり配置する。

(2) 災害対策本部の構成員

区 分	指名職員	職務概要
災害対策本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
対策部長	横須賀市行政組織条例第 1 条に定める部の長、民生局長、上下水道局長、消防局長、教育長、市議会議会局長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。
(省略)		

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等によるものとし、資料編〇—〇による。

旧

項 目	概 要
設置場所	横須賀市小川町 11 番地 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室
代替設置場所	本市消防局庁舎は、免震構造で建築され自家発電装置を備えているため、代替施設が必要になる状況は考えづらいが、万が一の場合には、市役所本庁舎 5 階正庁等の使用可能な施設にて設置する。

第 4 節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部員会議、対策部、地区対策部に分けるものとし、それぞれの組織における職員を下図のとおり配置する

(2) 災害対策本部の構成員

区 分	指名職員	職務概要
災害対策本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
危機管理監	危機管理監	市長・副市長を補佐するとともに災害対策本部事務局を指揮する。
民生対策部長	民生局長	本部長の指示を受け、所管する各対策部の業務を総合調整するとともに各対策部長に対し必要な指示を行う。
対策部長	横須賀市行政組織条例第 1 条に定める部の長、上下水道局長、消防局長、教育長、市議会議会局長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。
(省略)		

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

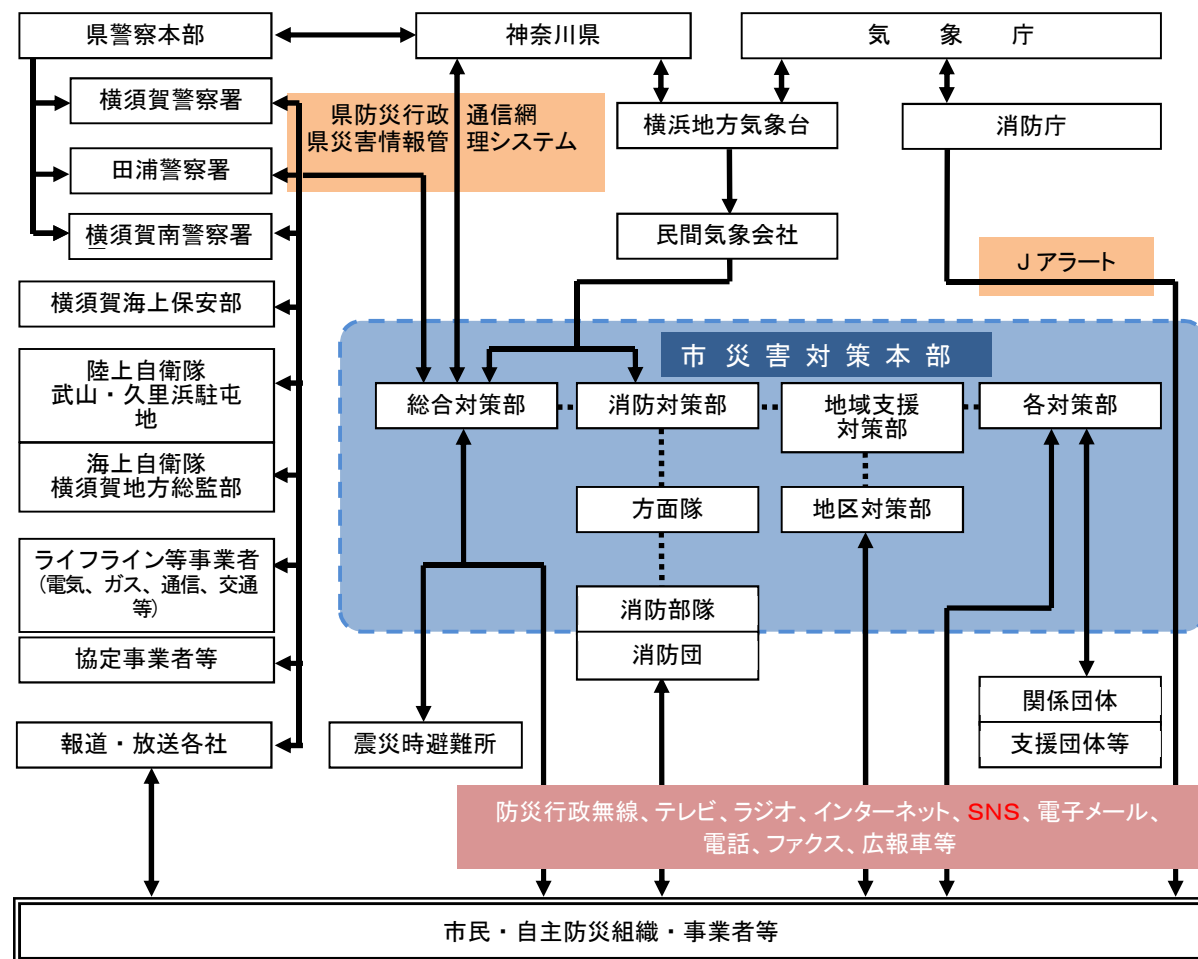
災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

新	旧																																				
3 防災関係機関等との相互連携の強化 (2) 本市災害対策本部へ派遣された連絡員の活用 <table><tr><th>関係機関</th><th>概 要</th></tr><tr><td>自衛隊</td><td>○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・システム通信・サイバー学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第3章 職員の配備・参集 第2節 職員の参集 * 保健師は災害対策本部（１～３号配備）の配備指令に基づき、健康対策部保健活動チームに全員が集約され、震災時避難所巡回訪問を中心とした健康支援活動を特命任務として行うことになっている。 第3節 配備・参集の手順及び留意事項等 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>津波災害時の措置</td><td>消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急災害対応業務（道路啓開・上下水道・災害医療・避難所支援等）を担当する職員については資料編〇―〇に指定する場所に参集し、その他の職員は各対策部長の指示のもと参集を一時見合わせるなどの措置をとる。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>現に災害が発生している際の参集時の留意点</td><td>(省略) ① 消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急災害対応業務（道路啓開・上下水道・災害医療・避難所支援等）を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。 (省略)</td></tr></table>	関係機関	概 要	自衛隊	○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・システム通信・サイバー学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		津波災害時の措置	消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急災害対応業務（道路啓開・上下水道・災害医療・避難所支援等）を担当する職員については資料編〇―〇に指定する場所に参集し、その他の職員は各対策部長の指示のもと参集を一時見合わせるなどの措置をとる。	(省略)		項 目	概 要	現に災害が発生している際の参集時の留意点	(省略) ① 消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急災害対応業務（道路啓開・上下水道・災害医療・避難所支援等）を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。 (省略)	3 防災関係機関等との相互連携の強化 (2) 本市災害対策本部へ派遣された連絡員の活用 <table><tr><th>関係機関</th><th>概 要</th></tr><tr><td>自衛隊</td><td>○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・通信学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第3章 職員の配備・参集 第2節 職員の参集 * 保健師は災害対策本部（１～３号配備）の配備指令に基づき、健康対策部保健班保健チームに全員が集約され、震災時避難所巡回訪問を中心とした健康支援活動を特命任務として行うことになっている。 第3節 配備・参集の手順及び留意事項等 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>津波警報発表の際の措置</td><td>大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合で、配備先での職員の安全が確保できないと判断される場合には、各対策部長は該当職員の配備を一時見合わせるなどの措置をとる。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>現に災害が発生している際の参集時の留意点</td><td>(省略) ① 消防職員、地域支援部職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。 (省略)</td></tr></table>	関係機関	概 要	自衛隊	○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・通信学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。	(省略)		項 目	概 要	(省略)		津波警報発表の際の措置	大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合で、配備先での職員の安全が確保できないと判断される場合には、各対策部長は該当職員の配備を一時見合わせるなどの措置をとる。	(省略)		項 目	概 要	現に災害が発生している際の参集時の留意点	(省略) ① 消防職員、地域支援部職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。 (省略)
関係機関	概 要																																				
自衛隊	○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・システム通信・サイバー学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。																																				
(省略)																																					
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
津波災害時の措置	消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急災害対応業務（道路啓開・上下水道・災害医療・避難所支援等）を担当する職員については資料編〇―〇に指定する場所に参集し、その他の職員は各対策部長の指示のもと参集を一時見合わせるなどの措置をとる。																																				
(省略)																																					
項 目	概 要																																				
現に災害が発生している際の参集時の留意点	(省略) ① 消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急災害対応業務（道路啓開・上下水道・災害医療・避難所支援等）を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。 (省略)																																				
関係機関	概 要																																				
自衛隊	○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・通信学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。																																				
(省略)																																					
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
津波警報発表の際の措置	大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合で、配備先での職員の安全が確保できないと判断される場合には、各対策部長は該当職員の配備を一時見合わせるなどの措置をとる。																																				
(省略)																																					
項 目	概 要																																				
現に災害が発生している際の参集時の留意点	(省略) ① 消防職員、地域支援部職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。 (省略)																																				

[illegible]

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統



第4節 災害情報の収集及び報告等

2 神奈川県及び消防庁への報告

項 目	概 要
県への被害報告	○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。

第5節 市民への情報伝達

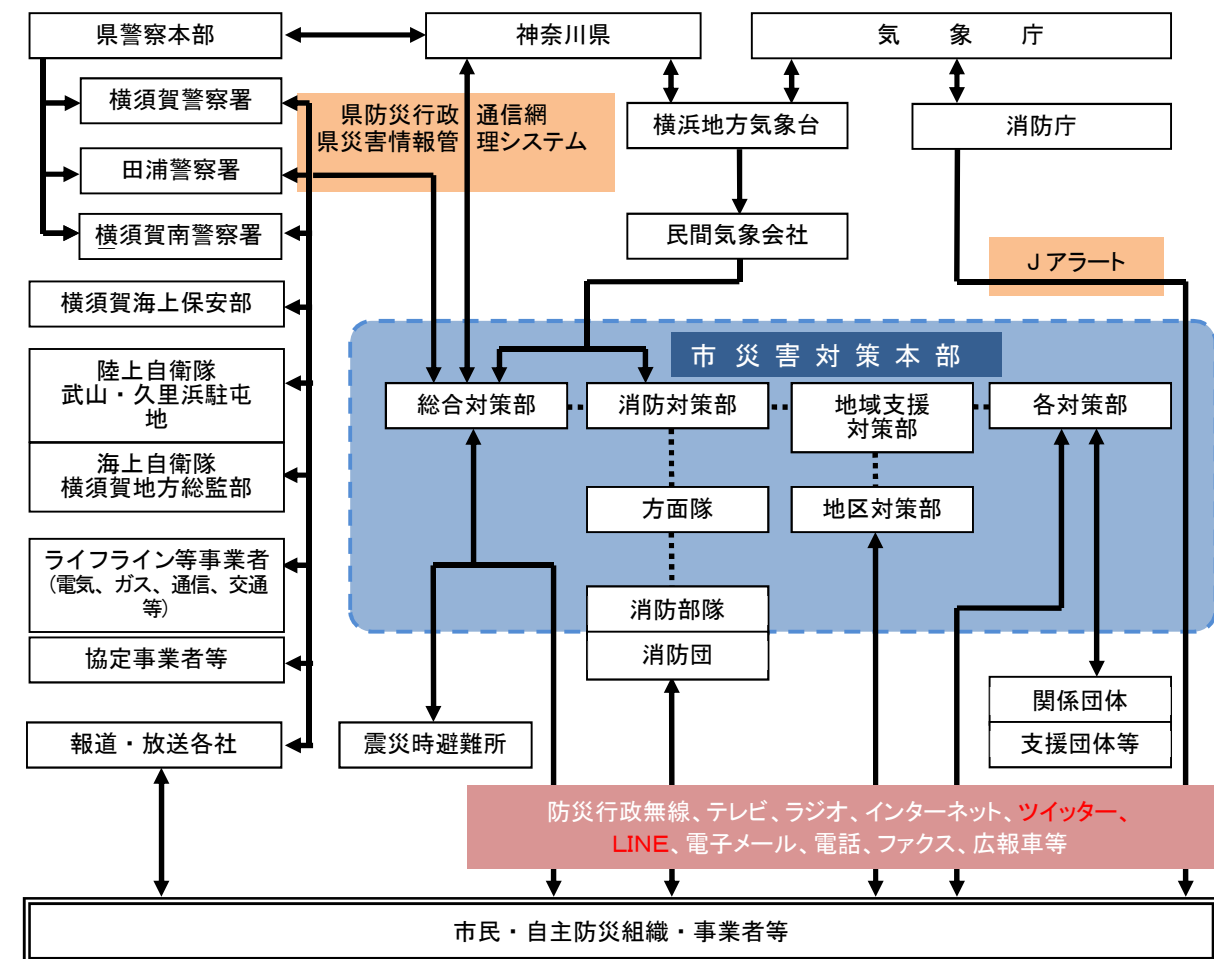
2 災害広報の実施

(1) 災害広報の適正と手段

① 音声による広報

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統



第4節 災害情報の収集及び報告等

2 神奈川県及び消防庁への報告

項 目	概 要
県への被害報告	○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網FAX等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。

第5節 市民への情報伝達

2 災害広報の実施

(1) 災害広報の適正と手段

① 音声による広報

新

手段	適するもの
防災行政無線	○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合
広報車	○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等
F M放送	○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報

②文字による広報

手段	適するもの
ホームページ	○情報発信全般
防災情報メール	○文字による情報発信全般
S N S	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候
テレビのデータ放送	○文字による情報発信全般
貼り紙	○比較的長時間状況が変化しないもの
ちらし	○給水情報やごみ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの
記者会見	○全国への救援物資の要請
ピクトグラム	○避難所などの事前周知

旧

手段	概 要	
防災行政無線	適するもの	○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○発災後３日間程度は、常に利用可能
	短所	○聞き取りにくく細かな内容伝達に不向き
広報車	適するもの	○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等
	長所	○防災行政無線よりも聞き取りやすい ○特定の地域限定の情報伝達が可能
	短所	○道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり ○巡回するための、人手・車両（燃料）が必要
F M放送	適するもの	○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能
	短所	○難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない ○発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する 必要あり

②文字による広報

手段	概 要	
ホームページ	適するもの	○情報発信全般
	長所	○細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 ○市外の方にも伝達可能
	短所	○市民が閲覧できるかは災害の程度による ○市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要
防災情報メール	適するもの	○文字による情報発信全般
	長所	○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない
ツイッター	短所	○事前登録が必要 ○輻輳により遅延する可能性あり ○基地局の状況によっては、利用不可の可能性があり ○停電時にはバッテリー保護のために、携帯電話の電源をオフにしている方が多い可能性あり
	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候
	長所	○拡散性に優れている ○即時性がある ○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない ○市外の方にも伝達可能
LINE	短所	○うわさやデマが広がる危険性がある
	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候
	長所	○プッシュ通知のため、受け手側は能動的な受信が不要 ○即時性がある
	短所	○事前登録（アプリのインストール、友達追加）が必要である

新

(2) 生活関連広報の実施時期

時 期	概 要
災害発生後 3日～1週間	○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報 ○ボランティアに関する情報
災害発生後 2～3週間	○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。

第6節 報道機関への情報提供

2 災害報道の手段とその内容

(1) 情報提供の方法等

旧

手段	概 要	
テレビの放送	適するもの	○文字による情報発信全般
	長所	○閲覧の可否は災害の程度に影響されない ○事前登録が不要 ○輻輳による遅延はない
	短所	○放送局・中継局の状況によっては、利用不可の可能性があり
貼り紙	適するもの	○比較的長時間状況が変化しないもの
	長所	○インフラの被害状況によらない ○誰でも閲覧可能
	短所	○ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある ○掲出するための人手・紙が必要
ちらし	適するもの	○給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの
	長所	○インフラの被害状況に影響されない ○誰でも閲覧可能
	短所	○印刷するための機器、紙及び人手が必要 ○印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 ○印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する
記者会見	適するもの	○全国への救援物資の要請
	長所	○マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 ○日本全国に向けての情報発信が可能
	短所	○市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による

(2) 生活関連広報の実施時期

時 期	概 要
災害発生後 3日～1週間	○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) ○安否情報 ○相談窓口の情報
災害発生後 2～3週間	○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。

第6節 報道機関への情報提供

2 災害報道の手段とその内容

(1) 情報提供の方法等

新

種 別	概 要
(省略)	
プレスセンターの設置	総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブまたは消防局庁舎 4 階の災害対策本部室に災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。なお津波災害発生時は代替え施設を利用する。
(省略)	

第 5 章 避難対策

第 3 節 震災時避難所の開設・運営

1 震災時避難所の開設

区 分	概 要
勤務時間内	○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度 5 強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。
勤務時間外	○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度 5 強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。

※勤務時間内、勤務時間外に限らず発災後に避難者がいる場合は速やかに避難者の受け入れに必要な措置を実施する。

5 避難所の運営管理

項 目	概 要
(省略)	
衛生管理	各関係対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。
感染症対策	運営委員会は「集団生活における感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。

旧

種 別	概 要
(省略)	
プレスセンターの設置	総合対策部は、本庁舎 1 号館 4 階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。
(省略)	

第 5 章 避難対策

第 3 節 震災時避難所の開設・運営

1 震災時避難所の開設

区 分	概 要
勤務時間内	○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。 ○総合対策部は、震度 5 強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。
勤務時間外	○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。 ○避難所支援班に指名された職員は、震度 5 強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。

5 避難所の運営管理

項 目	概 要
(省略)	
衛生管理	健康対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。
感染症対策	運営委員会は「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。

新

プライバシー、L G B T Q +や要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を 本人の許可なく 、他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮 する とともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。 ○要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。
(省略)	
防犯対策	○総合対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。 ○運営委員会は、 避難所全体に性暴力やDVなどの「犯罪を許さない、犯罪を発生させない」という気運を醸成すべく、積極的に啓発及び注意喚起を行う。

第5節 要配慮者の避難対策

1 震災時における要配慮者避難対策の基本方針

高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、言葉や文化の違いがある外国人など、災害による影響を大きく受ける可能性のある方についての支援は、その影響を類型化して対応することとし、特に高齢者や障害者については、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を念頭に対応する。
また、震災時避難所に避難する要配慮者の生活機能の低下等の防止を図るための福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を、必要に応じて、総合対策部から県に対して行う

4 福祉避難所

(3) 三次福祉避難所の開設と運営等

項 目	概 要
(省略)	
利用者選定方法	○一次・二次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。 ○医療が必要な障害者等は、原則として、応急二次病院、災害拠点病院へ搬送する。

5 外国人の安全確保

区 分	概 要
通訳・翻訳スタッフの確保	市長室対策部 は、外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳スタッフ等を確保する。
情報提供	総合対策部は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、外国語による情報提供を行う。 また、通知文などの発行、相談窓口の開設等による生活情報の提供を行う。 避難所ではコミュニケーションボードや翻訳アプリなどを利用し意思疎通を図る。

旧

プライバシー、L G B T や要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮 を行う とともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。 ○要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。
(省略)	
防犯対策	○総合対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。 ○運営委員会は 性暴力やDVの発生について注意喚起し、女性や児童の安全に配慮するよう努める。

第5節 要配慮者の避難対策

1 震災時における要配慮者避難対策の基本方針

高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、言葉や文化の違いがある外国人など、災害による影響を大きく受ける可能性のある方についての支援は、その影響を類型化して対応することとし、特に高齢者や障害者については、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を念頭に対応する。

4 福祉避難所

(3) 三次福祉避難所の開設と運営等

項 目	概 要
(省略)	
利用者選定方法	○一次・二次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。 ○医療が必要な障害者等は、原則として、応急二次病院、災害 医療 拠点病院へ搬送する。

5 外国人の安全確保

区 分	概 要
通訳・翻訳スタッフの確保	総合対策部 は、 災害多言語支援センターを設置し 、外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳スタッフ等を確保する。
情報提供	総合対策部は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、外国語による情報提供を行う。 また、 災害多言語支援センターにおいて 、通知文などの発行、相談窓口の開設等による生活情報の提供を行う。

新	旧																				
第6章 消防・救急対策 第3節 救助活動 2 救助事象の把握 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>覚知方法</td><td>119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官、SNS など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第7章 医療救護対策 第2節 医療救護体制 1 削除 1 医療救護活動の実施 2 地域医療救護所の運営 3 医療機関の役割 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>医療機関の活動</td><td>(省略) ○妊産婦等への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認</td></tr></table> 第8章 保健衛生・防疫対策 第2節 効果的な保健衛生活動の実施 各対策部 配属の保健師 ※災害発生当日は 各対策部で負傷者 対応等に従事 参集(※) 健康対策部 派遣要請 他都市からの 応援保健師 派遣 派遣 健康福祉センター 巡回 震災時避難所 (一次福祉避難所) 巡回 二次福祉避難所	項 目	概 要	覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官、SNS など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。	(省略)		項 目	概 要	医療機関の活動	(省略) ○妊産婦等への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認	第6章 消防・救急対策 第3節 救助活動 2 救助事象の把握 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>覚知方法</td><td>119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table> 第7章 医療救護対策 第2節 医療救護体制 1 応急救護の実施 消防対策部は、災害発生当初の交通・通信網の遮断を想定し、効率的な救急処置を実施するため、救急隊が配置されている消防署及び出張所に一時的な応急救護所を設置し、簡易的な応急手当を行うとともに、医療施設に関する情報を提供し自主防災組織等による救護活動を支援する。 2 医療救護活動の実施 3 地域医療救護所の運営 4 医療機関の役割 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>医療機関の活動</td><td>(省略) ○妊産婦への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認</td></tr></table> 第8章 保健衛生・防疫対策 第2節 効果的な保健衛生活動の実施 各対策部 配属の保健師 ※災害発生当日は 各対策部で負傷者 対応等に従事 参集(※) 健康対策部 派遣要請 他都市からの 応援保健師 派遣 派遣 健康福祉センター 派遣 震災時避難所 (一次福祉避難所) 派遣 二次福祉避難所	項 目	概 要	覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。	(省略)		項 目	概 要	医療機関の活動	(省略) ○妊産婦への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認
項 目	概 要																				
覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官、SNS など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。																				
(省略)																					
項 目	概 要																				
医療機関の活動	(省略) ○妊産婦等への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認																				
項 目	概 要																				
覚知方法	119 番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。																				
(省略)																					
項 目	概 要																				
医療機関の活動	(省略) ○妊産婦への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認																				

新	旧																																				
第3節 生活衛生の管理 3 入浴施設の確保 各関係対策部は、入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を下記のとおり実施する。 第4節 防疫対策 3 感染症患者入院施設 震災時における感染症患者入院施設は、次の施設とする。 第10章 飲料水等の供給 第2節 応急給水等の実施 3 応急給水方法 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>広報活動</td><td>(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、SNS など、あらゆる手段で実施する。 (省略)</td></tr></table> 4 災害救助法が適用された際の対応 災害救助法が適用され、「飲料水の供給」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 第11章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬 第3節 遺体の取扱い 2 遺体の身元確認及び引き渡し <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>行旅死亡人としての処理</td><td>福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。</td></tr></table> 第4節 遺体の火葬・埋葬 1 火葬・埋葬の実施 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>仮埋葬の実施</td><td>福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、仮</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、SNS など、あらゆる手段で実施する。 (省略)	項 目	概 要	(省略)		行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。	項 目	概 要	(省略)		仮埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、仮	第3節 生活衛生の管理 3 入浴施設の確保 健康対策部は、入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を下記のとおり実施する。 第4節 防疫対策 3 感染症患者収容施設 震災時における感染症患者収容施設は、次の施設とする。 第10章 飲料水等の供給 第2節 応急給水等の実施 3 応急給水方法 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>広報活動</td><td>(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。 (省略)</td></tr></table> 災害救助法が適用された際の対応 災害救助法が適用され、「飲料水の供給」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 第11章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬 第3節 遺体の取扱い 2 遺体の身元確認及び引き渡し <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>行旅死亡人としての処理</td><td>福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。</td></tr></table> 第4節 遺体の火葬・埋葬 1 火葬・埋葬の実施 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>埋葬の実施</td><td>福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。 (省略)	項 目	概 要	(省略)		行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。	項 目	概 要	(省略)		埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、SNS など、あらゆる手段で実施する。 (省略)																																				
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。																																				
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
仮埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、仮																																				
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
広報活動	(省略) ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。 (省略)																																				
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。																																				
項 目	概 要																																				
(省略)																																					
埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多くで火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋																																				

新

	埋葬を実施する。
(省略)	

第 12 章 緊急輸送・交通規制対策

第 2 節 緊急輸送の実施準備

4 緊急輸送道路等の応急復旧

項 目	概 要
(省略)	
ふ頭周辺海域の 障害物除去	港湾対策部 は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 (省略)

第 3 節 緊急輸送の実施

1 市保有車両の確保

項 目	概 要
使用車両の管理	総務対策部 は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理 する 。 (省略)
車両の使用	○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は 総務対策部 に報告する。 (省略)

2 各機関への要請

項 目	概 要
各機関への要請	関係対策部 は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)

第 13 章 障害物の除去

第 2 節 がれき等障害物除去の実施

3 公共用地における障害物除去

(1) 市道等の公共用地における障害物の除去実施方法

項 目	概 要
(省略)	
港湾の障害物の除去	港湾対策部 は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。

旧

	葬を実施する。
(省略)	

第 12 章 緊急輸送・交通規制対策

第 2 節 緊急輸送の実施準備

4 緊急輸送道路等の応急復旧

項 目	概 要
(省略)	
ふ頭周辺海域の 障害物除去	建設対策部 は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が (省略)

第 3 節 緊急輸送の実施

1 市保有車両の確保

項 目	概 要
使用車両の管理	総合対策部 は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理 下におく 。
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を総合対策部から受けるため、市庁舎付近に待機する。 (省略)
車両の使用	○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は 総合対策部 に報告する。 (省略)

2 各機関への要請

項 目	概 要
各機関への要請	総合対策部 は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 (省略)

第 13 章 障害物の除去

第 2 節 がれき等障害物除去の実施

3 公共用地における障害物除去

(1) 市道等の公共用地における障害物の除去実施方法

項 目	概 要
(省略)	
港湾の障害物の除去	建設対策部 は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。

新

(省略)

第 14 章 災害廃棄物等の処理

第 2 節 災害廃棄物等の処理

1 災害廃棄物（がれき）の処理

項 目	概 要
(省略)	
仮置場の確保	○本市が管理する空地で不足した場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地等について一時借上げの措置を実施する。
(省略)	

2 生活系廃棄物（ごみ）の処理

災害時における生活系廃棄物（ごみ）の処理は、次のとおり実施する。

項 目	概 要
(省略)	
中間処理・最終処分	収集した生活系廃棄物（ごみ）は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の生活系廃棄物（ごみ）については最終処分とする。
(省略)	

3 生活系廃棄物（し尿）の処理

項 目	概 要
(省略)	
携帯トイレの配布	総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、生活系廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。
(省略)	

第 3 節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

2 排出の自粛要請

環境対策部は、生活系廃棄物（ごみ）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、燃せるごみ、生ごみ（携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品など）以外のごみの家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

旧

(省略)

第 14 章 災害廃棄物等の処理

第 2 節 災害廃棄物等の処理

1 災害廃棄物（がれき）の処理

項 目	概 要
(省略)	
仮置場の確保	○本市が管理する空地で不足が予測される場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地又は民有地について所有者等の同意を得て一時借上げの措置を実施する。
(省略)	

2 一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理

災害時における一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理は、次のとおり実施する。

項 目	概 要
(省略)	
中間処理・最終処分	収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については最終処分とする。
(省略)	

3 一般廃棄物（し尿に限る）の処理

項 目	概 要
(省略)	
携帯トイレの配布	総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、一般廃棄物(通常の燃せるごみ)として処分する。
(省略)	

第 3 節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

2 排出の自粛要請

環境対策部は、一般廃棄物（し尿を除く）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、可燃ごみ以外のごみの家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

新	旧																												
第 17 章 公共施設対策 第 1 節 公共施設の応急対策にかかる基本方針 公共施設は、不特定多数の利用者があることから、地震発生時には、各施設の特性や立地場所等を考慮し、利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。 第 18 章 ライフライン施設対策 第 1 節 上水道施設の応急対策 2 応急復旧 <table><tr><th>設等</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>給水装置</td><td>○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。</td></tr></table> 第 4 節 ガス施設の応急対策 地震によりガス施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。 2 (公社)神奈川県 LP ガス協会横須賀・三浦支部の応急対策 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td>非常体制</td><td>協会地震災害対策規程に基づき、現地対策本部を設置し、災害対策要員を確保する。</td></tr><tr><td>情報収集</td><td>現地対策本部長の指示のもと、地区長、ブロック長が連携し、各地域の被災状況の確認を行う。現地対策本部長は情報を集約し、協会災害対策本部との情報共有を図り、応援要請や行政機関等からの要請に対応する。</td></tr><tr><td>復旧資機材の確保</td><td>協会地震災害対策規程に基づき、資機材を確保する</td></tr><tr><td>安全対策</td><td>LP ガスによる二次災害防止のため、緊急措置（初期点検）を行い、状況によっては LP ガス容器のバルブの閉止や移動を行う。</td></tr><tr><td>避難所等への LP ガスの供給</td><td>LP ガス充てん所は避難所（都市ガス施設含む）等への応急的なガス供給（以下、応急供給という）のための LP ガスを確保する。充てん所からの応急供給が困難な場合、現地対策本部長は地区長等と連携し軒下在庫からの供給を検討、実施する。</td></tr><tr><td>復旧対策</td><td>各施設でガスを使用できるように（仮説を含む）することを目的に復旧作業を行う。支部内で災害対策要員、資機材が確保できない場合は、協会災害対策本部と連携し、適宜、応援要請を行う。</td></tr><tr><td>広報活動</td><td>現地対策本部長及び災害対策要員は、二次災害防止について協会災害対策本部の行う消費者への広報に協力するとともに、関係機関の行う広報活動に協力する。</td></tr></table>	設等	概 要	(省略)		給水装置	○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。	項 目	概 要	非常体制	協会地震災害対策規程に基づき、現地対策本部を設置し、災害対策要員を確保する。	情報収集	現地対策本部長の指示のもと、地区長、ブロック長が連携し、各地域の被災状況の確認を行う。現地対策本部長は情報を集約し、協会災害対策本部との情報共有を図り、応援要請や行政機関等からの要請に対応する。	復旧資機材の確保	協会地震災害対策規程に基づき、資機材を確保する	安全対策	LP ガスによる二次災害防止のため、緊急措置（初期点検）を行い、状況によっては LP ガス容器のバルブの閉止や移動を行う。	避難所等への LP ガスの供給	LP ガス充てん所は避難所（都市ガス施設含む）等への応急的なガス供給（以下、応急供給という）のための LP ガスを確保する。充てん所からの応急供給が困難な場合、現地対策本部長は地区長等と連携し軒下在庫からの供給を検討、実施する。	復旧対策	各施設でガスを使用できるように（仮説を含む）することを目的に復旧作業を行う。支部内で災害対策要員、資機材が確保できない場合は、協会災害対策本部と連携し、適宜、応援要請を行う。	広報活動	現地対策本部長及び災害対策要員は、二次災害防止について協会災害対策本部の行う消費者への広報に協力するとともに、関係機関の行う広報活動に協力する。	第 17 章 公共施設対策 第 1 節 公共施設の応急対策にかかる基本方針 市の公共施設は、不特定多数の利用者があることから、地震発生時には、各施設の特性や立地場所等を考慮し、利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。 第 18 章 ライフライン施設対策 第 1 節 上水道施設の応急対策 2 応急復旧 <table><tr><th>施設等</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>給水装置</td><td>○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。 ○仮復旧は、1 戸につき 1 給水栓を確保するように進める。</td></tr></table> 第 4 節 都市ガス施設の応急対策 地震により都市ガス施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。 2 新設	施設等	概 要	(省略)		給水装置	○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。 ○仮復旧は、1 戸につき 1 給水栓を確保するように進める。
設等	概 要																												
(省略)																													
給水装置	○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。																												
項 目	概 要																												
非常体制	協会地震災害対策規程に基づき、現地対策本部を設置し、災害対策要員を確保する。																												
情報収集	現地対策本部長の指示のもと、地区長、ブロック長が連携し、各地域の被災状況の確認を行う。現地対策本部長は情報を集約し、協会災害対策本部との情報共有を図り、応援要請や行政機関等からの要請に対応する。																												
復旧資機材の確保	協会地震災害対策規程に基づき、資機材を確保する																												
安全対策	LP ガスによる二次災害防止のため、緊急措置（初期点検）を行い、状況によっては LP ガス容器のバルブの閉止や移動を行う。																												
避難所等への LP ガスの供給	LP ガス充てん所は避難所（都市ガス施設含む）等への応急的なガス供給（以下、応急供給という）のための LP ガスを確保する。充てん所からの応急供給が困難な場合、現地対策本部長は地区長等と連携し軒下在庫からの供給を検討、実施する。																												
復旧対策	各施設でガスを使用できるように（仮説を含む）することを目的に復旧作業を行う。支部内で災害対策要員、資機材が確保できない場合は、協会災害対策本部と連携し、適宜、応援要請を行う。																												
広報活動	現地対策本部長及び災害対策要員は、二次災害防止について協会災害対策本部の行う消費者への広報に協力するとともに、関係機関の行う広報活動に協力する。																												
施設等	概 要																												
(省略)																													
給水装置	○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。 ○仮復旧は、1 戸につき 1 給水栓を確保するように進める。																												

新

3本市の措置

第20章 応援及び派遣の要請

第2節 応援要請の概要

2 自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請

要請事項	要請先	概 要
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊事、道路啓開などの応急対策活動において、市が対応できない場合は、災害派遣部隊の派遣を要請する。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第4節 自衛隊の派遣要請

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(2) 活動拠点等の提供

また、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、**港湾対策部**において使用する岸壁を調整した上、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に計画する受入れ港を提供する。

第22章 災害ボランティアの活動支援

第2節 ボランティアの活動支援

＜ボランティア派遣の概要図＞

神奈川県災害対策本部

神奈川県災害救援ボランティア支援センター

被災市民

神奈川県災害対策本部

横須賀市災害対策本部
(福祉こども対策部)

避難所ボランティア

避難所・災害現場等

専門ボランティア

災害時ボランティアセンター

一般ボランティア

情報提供
連絡調整

連絡調整

派遣要請

設置要請・連絡員派遣

情報提供・連絡調整

事前登録し活動

派遣指示により活動

関係対策部の指示により活動

連絡調整

派遣指示

活動支援

登録

旧

2本市の措置

第20章 応援及び派遣の要請

第2節 応援要請の概要

2 自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請

要請事項	要請先	概 要
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事 もしくは 部隊の長	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊事、道路啓開などの応急対策活動において、市が対応できない場合は、災害派遣部隊の派遣を要請する。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第4節 自衛隊の派遣要請

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(2) 活動拠点等の提供

また、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、**建設対策部**において使用する岸壁を調整した上、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に計画する受入れ港を提供する。

第22章 災害ボランティアの活動支援

第2節 ボランティアの活動支援

＜ボランティア派遣の概要図＞

神奈川県災害対策本部

神奈川県災害救援ボランティア支援センター

被災市民

神奈川県災害対策本部

横須賀市災害対策本部
(福祉こども対策部)

避難所・災害現場等

専門ボランティア

災害時ボランティアセンター

一般ボランティア

情報提供
連絡調整

連絡調整

派遣要請

設置要請・連絡員派遣

情報提供・連絡調整

派遣指示により活動

関係対策部の指示により活動

連絡調整

派遣指示

活動支援

登録

新	旧																
5 避難所ボランティアの活用 避難所ボランティアについては事前登録制とし、専門知識、経験等を活かした避難所等の運営支援を行う。 第 24 章 被災者の生活支援 第 5 節 住宅の確保 4 住宅対策に関する広報等 都市対策部は、危険度判定や仮設住宅、住宅の応急修理などの住宅支援の実施にあたっては、適切かつ円滑な調査・支援が可能となるよう、総合対策部や地域支援対策部、地区対策部と連携し、申請・相談窓口の設置や住宅支援内容等についての広報を実施する。 第 26 章 津波対策 第 2 節 津波警報等の収集・伝達 1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の収集 第 3 節 津波発生時の対策 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>避難指示の発令</td><td>○市長は、大津波警報・津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		避難指示の発令	○市長は、大津波警報・津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。	(省略)		5 新設 第 24 章 被災者の生活支援 第 5 節 住宅の確保 4 住宅対策に関する広報等 都市対策部は、危険度判定や仮設住宅、住宅の応急修理などの住宅支援の実施にあたっては、適切かつ円滑な調査・支援が可能となるよう、総合対策部や総合対策部、市民対策部と連携し、申請・相談窓口の設置や住宅支援内容等についての広報を実施する。 第 26 章 津波対策 第 2 節 津波警報等の収集・伝達 1 津波情報の収集 第 3 節 津波発生時の対策 <table><tr><th>項 目</th><th>概 要</th></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>避難指示の発令</td><td>○市長は、大津波警報・津波警報が発令された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。</td></tr><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr></table>	項 目	概 要	(省略)		避難指示の発令	○市長は、大津波警報・津波警報が発令された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。	(省略)	
項 目	概 要																
(省略)																	
避難指示の発令	○市長は、大津波警報・津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。																
(省略)																	
項 目	概 要																
(省略)																	
避難指示の発令	○市長は、大津波警報・津波警報が発令された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。																
(省略)																	

新

第4部 復旧・復興計画

第1章 震災復旧・復興事業の推進

第3節 震災復旧の推進

各対策部は、道路や公園、ライフライン施設、河川・海岸・**港湾等**の都市基盤施設の復旧にあたっては、被災施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて施行する。

第4節 震災復興の推進

1 災害復興の流れ

項目	時期	概要
復興体制の確立	発災から2週間程度	1 震災復興基本指針及び震災復興基本計画を策定する震災復興推進会議の設置 2 復興基本指針及び復興基本計画等を審議・検討、答申を行う諮問機関の設置 3 各復興事業調整のための分野別調整会議の設置 4 震災復興推進体制の構築(他機関への応援要請等) 5 復興促進・誘導地区、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
復興基本指針の策定	発災後2週間から6か月程度	1 震災復興基本方針(案)の策定、周知 2 震災復興座談会(地域代表及び関係団体等)の実施 3 震災復興に関する市民アンケートの実施 4 震災復興基本計画の策定着手 5 復興推進・誘導区域、重点復興地域指定の調整 6 建築基準法に基づく建築制限の実施 7 条例制定に関する検討開始
復興基本計画の策定		1 震災復興基本計画(案)の策定及び意見聴取 2 パブリックコメントの実施 3 震災復興基本計画の決定及び公表、周知
分野別復興計画等の策定及び事業推進		1 分野別復興計画(案)の策定 2 事業推進にあたっての住民・事業所等の合意形成 3 分野別復興計画の決定

2 震災復興推進体制の整備

(3) 分野別調整会議の開催

関係対策部は、必要に応じて各復興事業調整のための分野別調整会議を設置し、各対策部間での課題を効率的かつ合理的に解決する。

旧

第4部 復旧・復興計画

第1章 震災復旧・復興事業の推進

第3節 震災復旧の推進

各対策部は、道路や公園、ライフライン施設、河川・海岸等の都市基盤施設の復旧にあたっては、被災施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて施行する。

第4節 震災復興の推進

1 災害復興の流れ

項目	概要
復興体制の確立	1 震災復興基本指針及び震災復興基本計画を策定する震災復興推進会議の設置 2 復興基本指針及び復興基本計画等を審議・検討、答申を行う諮問機関の設置 3 各復興事業調整のための分野別調整会議の設置 4 震災復興推進体制の構築(他機関への応援要請等) 5 復興促進・誘導地区、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
復興基本指針の策定	1 震災復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 2 震災復興基本計画の策定着手 3 復興推進・誘導区域、重点復興地域指定の調整 4 建築基準法に基づく建築制限の実施 5 条例制定に関する検討開始
復興基本計画の策定	1 震災復興基本計画(案)の策定及び意見聴取 2 震災復興基本計画の決定及び公表、周知
分野別復興計画等の策定及び事業推進	1 分野別復興計画(案)の策定及び意見聴取 2 分野別復興計画の決定 3 事業推進にあたっての住民・事業所等の合意形成

2 震災復興推進体制の整備

(3) 分野別調整会議の開催

総合対策部は、必要に応じて各復興事業調整のための分野別調整会議を設置し、各対策部間での課題を効率的かつ合理的に解決する。

新	旧
第５節 復旧・復興推進のための調査 経営企画対策部は、震災による復旧・復興事業を推進するため、被害状況を的確に把握し計画・事業に反映する。 第２章 復興基本指針等の策定 第２節 復興基本計画の策定 ３ 震災復興基本計画の公表 震災復興基本計画策定後は、市民と協働・連携して復興対策を推進するため、広報紙、インターネット、SNS、マスメディア等により復興施策を具体的に公表する。 第３章 復旧・復興財源の確保 第２節 財源確保対策 ３ 公共施設の被災にかかる財政援助 公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が下表のとおり設けられている。 ４ その他災害復旧事業に必要な融資等のあっ旋 （１）農水産業災害資金 経済対策部は、被災した農水産業者又はその組織団体に対し、農水産業生産力の維持増進と経営安定化を図るため、地域の金融機関及び日本政策金融公庫が行う融資制度の周知及びあっ旋を行う。 （２）中小企業復興資金 経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、地域の金融機関、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が行う融資制度の周知及びあっ旋を行う。 第４章 市街地復興対策計画 第１節 都市復興方針の策定 ２ 都市復興方針の周知 都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、広報紙、インターネット、SNS、マスメディア等により周知する。 第５章 生活再建支援対策計画 第１節 住宅対策 ５ 家屋等の解体の実施 地震等により倒壊した家屋等の解体は所有者の責任で行うことになるが、特例的に倒壊家屋の解体について国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、環境対策部は次により実施する。	第５節 復旧・復興推進のための調査 総合対策部は、震災による復旧・復興事業を推進するため、被害状況を的確に把握し計画・事業に反映する。 第２章 復興基本指針等の策定 第２節 復興基本計画の策定 ３ 震災復興基本計画の公表 震災復興基本計画策定後は、市民と協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報紙等により復興施策を具体的に公表する。 第３章 復旧・復興財源の確保 第２節 財源確保対策 ３ 公共施設の被災にかかる財政援助 公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が下表とおり設けられている。 ４ その他災害復旧事業に必要な融資等のあっ旋 （１）農林漁業災害資金 経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、農林漁業生産力の維持増進と経営安定化を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融通する。 （２）中小企業復興資金 経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫が行う融資制度の周知及びあっ旋を行う。 第４章 市街地復興対策計画 第１節 都市復興方針の策定 ２ 都市復興方針の周知 都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、広報紙、インターネット、マスメディア等により周知する。 第５章 生活再建支援対策計画 第１節 住宅対策 ５ 家屋等の解体の実施 地震等により倒壊した家屋等の解体は所有者の責任で行うことになるが、特例的に倒壊家屋の解体について国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、資源循環対策部は次により実施する。

新	旧																																
＜家屋等の解体撤去の実施の流れ＞ <pre> graph TD A[被災家屋等の危険性の判定 り(被)災証明書] --> B[公費解体 申請窓口の設置] A --> C[申請方法の広報] A --> D[公費解体 事業の発注] B --> E[申請受付] C --> E D --> F[公費解体を行う 事業者の決定] E --> F F --> G[公費解体の 対象建物の整理] F --> H[公費解体の優先順位の検討] F --> I[公費解体を行う事業者へ の連絡・指示] G --> H H --> I I --> J[被災家屋等の所有者の 立会（最終確認）] I --> K[解体の実施] I --> L[公費解体後の状況確認] J --> K K --> L </pre>	＜家屋等の解体撤去の実施の流れ＞ <pre> graph TD A[住民への広報及び解体撤去の申請受付] --> B[現地確認調査] B --> C[処理優先順位の評価] C --> D[申請者との解体撤去日程等の調整] D --> E[解体事業者への発注] E --> F[解体撤去作業の実施] F --> G[運搬・処理] </pre>																																
第2節 被災者の経済的再建支援 4 義援金等の受付・配分 (1) 義援金、義援物資の受付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義援金、義援物資の募集</td><td>関係対策部は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> <tr> <td>義援金等募集の広報</td><td>○関係対策部は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。</td></tr> <tr> <td>物資の需給状況の把握</td><td>関係対策部は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。</td></tr> </tbody> </table> (2) 義援金、義援物資の配分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義援金の配分</td><td>関係対策部は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。</td></tr> <tr> <td>義援物資の配分</td><td>関係対策部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	概 要	義援金、義援物資の募集	関係対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。	(省略)		義援金等募集の広報	○ 関係対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。	物資の需給状況の把握	関係対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。	区 分	概 要	義援金の配分	関係対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。	義援物資の配分	関係対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。	第2節 被災者の経済的再建支援 4 義援金等の受付・配分 (1) 義援金、義援物資の受付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義援金、義援物資の募集</td><td>総合対策部は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。</td></tr> <tr> <td colspan="2">(省略)</td></tr> <tr> <td>義援金等募集の広報</td><td>○総合対策部は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。</td></tr> <tr> <td>物資の需給状況の把握</td><td>総合対策部は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。</td></tr> </tbody> </table> (2) 義援金、義援物資の配分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義援金の配分</td><td>総合対策部は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。</td></tr> <tr> <td>義援物資の配分</td><td>総合対策部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	概 要	義援金、義援物資の募集	総合対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。	(省略)		義援金等募集の広報	○ 総合対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。	物資の需給状況の把握	総合対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。	区 分	概 要	義援金の配分	総合対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。	義援物資の配分	総合対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。
区 分	概 要																																
義援金、義援物資の募集	関係対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。																																
(省略)																																	
義援金等募集の広報	○ 関係対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。																																
物資の需給状況の把握	関係対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。																																
区 分	概 要																																
義援金の配分	関係対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。																																
義援物資の配分	関係対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。																																
区 分	概 要																																
義援金、義援物資の募集	総合対策部 は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。																																
(省略)																																	
義援金等募集の広報	○ 総合対策部 は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。																																
物資の需給状況の把握	総合対策部 は、県等からの義援物資の配分を適正に受け付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。																																
区 分	概 要																																
義援金の配分	総合対策部 は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。																																
義援物資の配分	総合対策部 は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。																																

新	旧
7 社会保険関連の支援 福祉こども対策部及び健康対策部は、被災者に対する国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。 8 災害関連死審査会の設置 福祉こども対策部は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金、また、市独自の災害見舞金の支給申請等に関し、災害関連により死亡した方への家族等の支援を円滑に行うため、災害関連死審査会を設置する。 第5節 要配慮者対策 2 外国人被災者への支援 市長室対策部は、外国人等のために多言語やわかりやすい表現での情報提供を行うほか、必要に応じて横須賀国際交流協会の通訳翻訳ボランティアの協力を得て、相談や支援を実施する。 第7節 文化・社会教育施設等の復興 2 博物館・美術館の収蔵品の管理 関係部局は、施設の被災により、収蔵品の保管機能が失われた場合には、仮保管場所の確保に努める他、収蔵品が破損した場合は修復計画を策定する。 第8節 復興広報及び被災者支援窓口 1 復興関連情報の提供 総合対策部は、関係対策部と連携し、広報紙、インターネット、SNS、マスメディアなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報などを整理し、迅速かつ的確に提供する。 第6章 地域経済復興支援対策計画 第4節 農水産業者に対する支援 1 融資制度等の活用 (1) 事業者への融資 経済対策部は、地域の金融機関、日本政策金融公庫が行う融資制度の周知及びあつ旋の実施や必要に応じて新たな融資制度の検討などを行う。 (2) 補助制度等 経済対策部は、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施するほか、既存の補助制度の周知及び必要に応じて新たな補助制度の検討などを行う。	7 社会保険関連の支援 福祉こども対策部は、被災者に対する国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。 8 新設 第5節 要配慮者対策 2 外国人被災者への支援 総合対策部は、外国人のために多言語化や理解しやすい表現での情報提供を行うほか、必要に応じて事前に国際交流協会等に登録されている通訳協力者等や外国語ボランティア等の協力を得て、相談や支援を実施する。 第7節 文化・社会教育施設等の復興 2 博物館・美術館の収蔵品の管理 教育対策部は、施設の被災により、収蔵品の保管機能が失われた場合には、仮保管場所の確保に努める他、収蔵品が破損した場合は修復計画を策定する。 第8節 復興広報及び被災者支援窓口 1 復興関連情報の提供 総合対策部は、関係対策部と連携し、広報紙やチラシ、ホームページ、マスメディアなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報などを整理し、迅速かつ的確に提供する。 第6章 地域経済復興支援対策計画 第4節 農林水産業者に対する支援 1 融資制度等の活用 (1) 事業者への融資 経済対策部及び建設対策部は、市の利子補給制度や金融機関の融資制度など、既存の融資制度を周知することや、必要に応じて新たな融資制度を検討するなど、被災した農林水産業者の復興を財政面で支援する。 (2) 農林漁業災害資金 経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、生産力の維持増進と経営安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施する。

新	旧
第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 6 章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第 4 節 災害応急対策をとるべき期間等 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から 1 週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から 1 週間経過以降 2 週間経過までの間、市民等に対して後発地震に対して次のとおり注意を喚起する措置をとる。 1 すぐに逃げ出せる態勢での就寝 2 非常持出品の常時携帯 3 携帯電話やラジオ等の緊急情報の取得体制の確保 4 倒れやすいブロック塀など想定されるリスクから身の安全の確保 5 水や食料など日頃からの備えの再確認 6 崩れやすくなっている土砂災害等の注意	第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 6 章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 第 4 節 災害応急対策をとるべき期間等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から 1 週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から 1 週間経過以降 2 週間経過までの間、後発地震に対して注意する措置をとる。